

請書（案）

2026年 月 日

東京都中央区日本橋蛎殻町 1-28-5
一般財団法人ヒートポンプ・蓄熱センター
専務理事 浅井 亨 様

受注者

(商 号)

(所 在 地)

(代 表 者)

(担 当 者)

下記のとおり、貴団体（以下「甲」という。）が発注する業務について、当社（以下「乙」という。）は、本請書記載の条項ならびに別添「業務委託仕様書」を承諾のうえ受託し、相違なく履行いたします。

（業務内容・契約期間）

1. 業務名称 2026年度ヒートポンプ・蓄熱月間PR用リーフレット制作業務
2. 契約期間 開始期日：契約締結日
完了期日：2026年6月12日（金）必着の発送完了まで
3. 金額 金円（消費税および地方消費税は含まない。）

（本業務の遂行）

第1条 乙は、本業務の遂行にあたって、関係諸法規および仕様書を遵守し、適正に本業務を遂行する。

（業務完了義務）

第2条 乙は、仕様書の記載に従って適正に本業務を遂行し、契約期間内にこれらを完了させるものとする。

（委託業務実施責任者）

第3条 乙は、業務実施上の責任者として、甲の認を受けた委託業務実施責任者を置くものとする。

- 2 委託業務実施責任者は、本契約に基づく乙の権限を行使できるものとする。ただし、委託料の変更、委託料の請求・受領、第9条第1項の請求の受理および同条第2項の決定・通知、契約期間の変更、本契約の解除に係る権限は除く。
- 3 乙は、自己の有する権限のうち、責任者に委任せし自ら行使しようとするときは、あらかじめその内容を甲に通知する。
- 4 甲より理由を明示のうえ業務遂行不適当と認められた責任者については、乙は変更に応じるものとする。
- 5 責任者は、仕様書において兼務禁止の定めがない限り、業務実施担当者と兼務することができる。

(機密情報等の適切管理)

第4条 乙は、甲から預託された情報または本業務の実施により得られた情報（個人情報を含む。以下「本情報」という。）を適切に管理し、漏えい事故（紛失、消失、破壊、改ざん、漏えい、不正アクセス）防止のため万全の対策を講じるとともに、自らの従業員および再委託先に対し必要かつ適切な監督を行う。

- 2 本情報は形態（書面、口頭、電子媒体等）を問わない。乙は、本業務の実施に必要な範囲に限り本情報を取り扱い、第三者への提供・開示は行わない。ただし、甲の書面承認、公知情報、正当取得情報、乙の責に帰さない公知化、法令に基づく開示要求の場合はこの限りでない。
- 3 乙が第三者に開示した場合に当該第三者の違反により問題が生じたときは、乙が直接その責を負う。
- 4 乙は、必要最小限を除き本情報を複写・複製しない。電子化情報は適切なセキュリティを設定し、外部媒体等で管理し、アクセス記録を取得する等の措置を講ずる。
- 5 本情報の返却・廃棄は甲の指示に従う。漏えい事故が生じたときは直ちに甲へ報告し、応急措置と再発防止策を講じ書面で提示する。
- 6 本条の規定は本契約終了後も有効とする。

(仕様書の解釈)

第5条 仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、乙は甲の解釈に従うものとする。ただし、仕様書に定めのない事項は甲乙協議のうえ決定する。

(権利義務の譲渡の禁止)

第6条 乙は、甲の承諾なく、本契約により生ずる権利または義務の全部または一部を第三者に譲渡し、または担保に供してはならない。

(再委託)

第7条 乙は、業務の全部または重要な部分を一括して第三者に委託しないものとする。ただし、甲の事前承認がある場合はこの限りでない。

- 2 乙が業務の一部を第三者に依頼するときは、事前に甲へ通知し、受託者名・経歴・業務範囲等必要事項を明示する。
- 3 承認または通知がある場合でも、乙は受託者等の行為について甲に対し一切の責を負う。

(知的財産権等)

第8条 乙は、第三者の知的財産権等を侵害しないよう注意し、紛争が生じた場合は乙の責任と負担で解決する。

- 2 当該権利者等が甲に請求した場合、乙は甲の支出費用・賠償金を負担する。
- 3 甲が材料・方法等を指定し、乙が権利の存在を知らなかった場合は、甲は使用に要した費用を負担する。
- 4 本業務の成果として得られた知的財産権等は原則甲に帰属する。別途合意がある場合はこの限りでない。

(業務実施に関する措置請求)

第9条 甲は、乙の業務実施が不適当と認められる場合、理由を示して必要な措置を求めることができる。乙は決定結果を速やかに甲へ通知する。

- 2 乙は、甲の職務遂行につき不適当と認めるとき、理由を示して必要な措置を求めることができ、甲は決定結果を速やかに乙へ通知する。

(仕様書不適合の改善義務)

第10条 乙は、本業務の実施部分が仕様書に適合しない場合、甲の改善請求に従わなければならない。

- 2 不適合が甲の指示その他甲の責によるときは、必要に応じ契約期間または委託料を変更し、乙に生じた損害については甲が賠償する。

(目的物の検査および引渡し)

第11条 本業務が完了した場合、乙は速やかに完了報告を甲に提出し、甲の所定検査または完了確認を受ける。

- 2 不合格のときは、甲の指示期限までに乙の費用で修正し、再検査を受ける。
- 3 合格したときは、乙は直ちに本業務の目的物を甲に引渡す。

(業務の変更または中止)

第12条 甲は、都合により業務内容・契約期間の変更、数量変更、本業務の全部または一部の中止・打切りを行うことができる。

- 2 契約条件の変更が必要な場合は甲乙協議のうえ変更する（少額は除外可）。
- 3 中止後の再開、期間・委託料変更、損害補填の要否は協議により定める。

(不可抗力による契約期間の変更)

第13条 乙は、天災地変その他不可抗力により契約期間内に完了できない場合、理由書をもって期間変更を請求できる。変更は甲乙協議のうえ定める。

(委託料の支払)

第14条 甲は、第11条に定める検査または完了確認を経て引渡しが完了した月の翌月の甲所定の支払日に、乙に委託料を支払う。

- 2 乙が甲に対し支払期日が到来した債務がある場合、甲乙は対当額で相殺できる。ただし、甲が相殺を希望しない場合で清算する場合はこの限りでない。

(取引にかかる消費税額等の支払)

第15条 甲は、委託料に消費税法および地方税法に定める税率を乗じた金額を、委託料の支払にあわせて支払う。円未満端数は切捨てとする。

(瑕疵担保責任)

第16条 本業務の目的物に瑕疵がある場合は、目的物の引渡しの日から1年間、乙は無償修補の担保責任を負う。

- 2 重要でない瑕疵で修補に過分の費用を要する場合、甲は修補請求をしないことができる。
- 3 修補によっても解消しえない損害があるときは、協議のうえ乙が補填する。
- 4 甲は引渡時に瑕疵を知ったときは直ちに乙に通知しなければ請求できない（乙が知っていた場合を除く）。
- 5 滅失・毀損はその日から6カ月以内に権利行使する。
- 6 修補完了部分の担保期間は修補完了時から起算し、本項を準用する。

(損害)

第17条 乙は、本業務の実施にあたり故意または過失により甲または第三者に損害を与えた場合、その賠償責任を負う。ただし、甲の責に帰すべき事由による損害

はこの限りでない。

2 第三者との紛争が生じた場合、甲乙協力して処理解決にあたる。

(契約の解除)

第18条 甲は、乙について所定事由がある場合、催告のうえ本契約の全部または一部を解除できる。ただし一定事由については催告なく解除できる。

2 乙は、甲について所定事由がある場合、催告のうえ本契約の全部または一部を解除できる。

(解除の場合の取扱い)

第19条 第18条により解除された場合の損害補填、成果物の対価支払による引渡し、違約金（委託料の10分の1）等の取扱いは、甲乙協議のうえ定める。

(反社会的勢力の排除)

第20条 甲乙は、各自、反社会的勢力でないこと、また関係を有しないことを確約し、違反時は催告なく解除でき、解除によって生じた損害について解除者は責任を負わない。

(違約金等の支払)

第21条 乙は、甲に支払うべき違約金・賠償金を甲の指定期日までに支払わなければならぬ。

2 甲は、未払がある場合、委託料から控除し、なお不足する場合は追加支払を求めることができる。

(疑義の解明)

第22条 本請書の規定事項に疑義が生じた場合、または本契約に定めのない事項は、甲乙協議して解決する。

(裁判管轄および準拠法)

第23条 本契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

2 本契約は日本法に準拠し、これに従って解釈される。